

関係団体 御中

厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部物資班

サージカルマスクの国備蓄品の売却について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療用物資の国備蓄品の売却については、令和5年2月16日付当班事務連絡により、サージカルマスクの売却入札やそれ以外の物資の売却予定等についてご連絡したところですが、今般、サージカルマスクの入札で売却が決定しなかった製品について、売却数量を小口化した上で再度売却に付する売却公募を、下記により実施することといたしました。今回、売却数量を小口化することで、販売業者（卸業者）等において、先般の一般競争入札で設定された売却単位ごとの売却数量では購入希望数量を上回るため応札を見送った場合などでも、購入希望口数（数量）により売却公募に応募することを可能にするものとしております。

貴団体におかれましては、下記売却の具体的内容、趣旨等についてご了知いただくとともに、貴団体所属の各会員、構成員等に周知をいただきますようお願い申し上げます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 備蓄品売却の趣旨等

医療用物資については、令和2年3月以降、医療現場で需給が逼迫したため、国として調達し、都道府県を通じて医療機関に無償で配布を実施。医療用物資が不足する緊急事態において医療体制を確保し、医療従事者・国民の生命健康を守る役割を担ってきた。

国の医療用物資の備蓄は、輸入途絶や需給逼迫の再発生に備え、医療従事者・国民の生命健康を守るため、医療機関、生産・輸入業者、販売業者（卸業者）といった全ての関係者や国民にとっての公的基盤として、今後も必要なものと考えている。

このため、今後においても国として継続的に備蓄を確保するため、新たな調達を行っていく

とともに、備蓄の入替えとして売却放出を実施する。国の医療用物資の備蓄のうち、使用期限切れまで 1 年程度の製品等を対象に売却を実施して、その有効活用を図っていくこととしており、今回の売却の実施も、このような備蓄事業の円滑な運営に寄与するものである。

なお、売却に当たっては、一般競争入札や公募の仕組みによることを通じて、適正な価格で売却放出を実施していくこととしている。

2 サージカルマスクの売却の具体的内容、手続等

① 売却実施の枠組み

サージカルマスクの国備蓄品について、各製品の売却数量を小口化した上で売却に付する売却公募を以下のように実施する。売却公募では、購入希望口数（数量）により応募する口数制を導入する。売却公募の応募期限の後、開札、採択者決定を実施する。

サージカルマスクの売却実施の枠組み、今後のスケジュール等について、別紙資料 1 に整理しているので、ご参照いただきたい。

ア 売却対象製品

サージカルマスクの売却対象の 8 製品について別紙資料 2 でリスト及びカタログを整理しているので、ご参照いただきたい。

イ 購入希望口数（数量）の設定

1 口原則 1 万枚

ウ 売却公募の公示及び応募期限等

(1) 売却公募の公示：本年 3 月 9 日

(2) 応募期限：本年 3 月 27 日

※開札、採択者決定：本年 3 月 29 日（予定）

エ 国からの購入方法

今回、売却に付されたサージカルマスクの国備蓄品を国から購入する場合、国の売却公募の手続に参加していただく必要がある。応募の具体的な手続等については、厚生労働省ホームページの調達情報

(https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-oth-kikakukoubo/newpage_06935.html)に掲載する公募公示（医療用（サージカル）マスク売払契約）及び公募要領を参照していただきたい。公募要領は、公募公示（医療用（サージカル）マスク売払契約）において、閲覧することができる。なお、応募には、競争参加資格として、「物品の買受け」の全省庁統一資格（競争参加地域は「関東・甲信越」）を取得している必要がある。

オ 売却公募の仕組み

売却公募では、応募者（買い手）のニーズに対応し、購入を希望する口数及び 1 枚当たり

購入単価により応募を受け付ける。当該売却単位の購入希望者が複数の場合は、購入単価が高い応募者から順にその希望口数（希望数量）で売却を行うものとし、売却の累積数量が当該売却単位の売却数量に達するまで売却を行う。

カ 売却製品の納品

売却製品は、全部の製品について国がその負担で、売却公募での買受人（販売業者等。ただし、医療機関等が応募して買受人となった場合は、当該医療機関等）に配送する「配送方式」とし、原則、週 1 回で 5 回以内の配送を行うこととしており（買受人の希望により、一括での配送・引渡しを調整することも可能とする）、配送頻度を引き上げるとともに、配送数量を小口化する。

なお、売却公募において、売却製品を購入希望口数により小口化して購入した場合でも、サージカルマスクの全部の製品について「配送方式」で納品し、原則、週 1 回で 5 回以内の配送を行う。

売却製品の引渡しは、国との売買契約締結後、契約金額の納付を経て行うこととしており、売却公募での開札、買受人決定後、概ね 1 ヶ月程度を目途に開始されると見込んでいる。その後、その売却製品を買受人（販売業者等）が医療機関等に販売し、納品することを想定している。

② 売却実施のスケジュール

3月9日 売却公募の公示を実施

3月27日 売却公募の応募書類の提出期限

3月29日 開札、採択者（買受人）決定（予定）

4月以降 売買契約を締結し、契約金額を納付。売却製品の国から買受人（販売業者等）への引渡しを開始。その後、その売却製品を買受人が医療機関等に販売し、納品することを想定。